

社会福祉法人祥和会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設祥福園の設置経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業(祥福園・どんぐりHouse・サポートセンターなごみ・わかとり作業所・小竹の郷・セルプひの・あいみの家)

(ロ) 一般相談支援事業 (サポートセンターなごみ)

(ハ) 特定相談支援事業 (サポートセンターなごみ)

(ニ) 障害児相談支援事業 (サポートセンターなごみ)

(ホ) 移動支援事業 (サポートセンターなごみ)

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人祥和会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鳥取県西伯郡南部町福成 3293 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、この法人の職員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定に関わらず、評議員（当該事項について議決に加わるこ

とができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

2 理事の内 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事または監事は第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

- 第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

- 第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第 22 条 この法人に職員を置く。
- 2 この法人の設置運営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 運営協議会

(運営協議会の設置)

- 第 23 条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

- 第 24 条 運営協議会の委員は 6 名とする。

(運営協議会の委員の選任)

- 第 25 条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
- (1) 地域の代表者

- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第 26 条 法人が第 24 条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かねばならない。

(意見の聴取)

第 27 条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第 28 条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行と決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監

事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 34 条 この法人に任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、法人の業務について相談を受けて意見を述べることができる。

3 顧問及び相談役は、常勤又は非常勤とし理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

4 顧問および相談役は経験豊富な人材のほか、弁護士、社会保険労務士、および各種コンサルタント等の専門家を委嘱し、専門的見地からの指導・助言を受けることができる。

5 顧問及び相談役の報酬は、評議員会が別に定める。

6 顧問及び相談役の任期は 2 年間とする。但し再任は妨げない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 35 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1, 0 0 0, 0 0 0 円

(2) 土地

(イ) 鳥取県西伯郡南部町福成字カワラヒロ 3293 番(7,897.59 m²)

(ロ) 鳥取県西伯郡大山町小竹字陣構 1297 番 11 (3,322 m²)

(ハ) 鳥取県西伯郡大山町小竹字陣構 1297 番 19 (1,305.41 m²)

(ニ) 鳥取県西伯郡南部町天萬字会所 537 番 1 (351.07 m²)

- (ホ) 鳥取県西伯郡南部町天萬字会所 538 番 6 (38.18 m²)
- (ヘ) 鳥取県西伯郡南部町天萬字会所 538 番 7 (57.75 m²)
- (ト) 鳥取県西伯郡南部町天萬字会所 538 番 8 (1.38 m²)

(3) 建物

- (イ) 鳥取県西伯郡南部町福成字カワラヒロ 3292 番地 1 所在の鉄骨造ルーフィング葺 2 階建わかとり作業所 1 棟 (633.6 m²)
- (ロ) 鳥取県西伯郡南部町福成字カワラヒロ 3293 番地所在の鉄筋コンクリート鉄骨造 瓦葺平家建祥福園 1 棟 (2,118.62 m²)
- (ハ) 鳥取県西伯郡南部町福成字カワラヒロ 3292 番地 1 所在の木造スレート葺平家建 加工棟 1 棟 (65 m²)
- (ニ) 鳥取県西伯郡南部町福成字カワラヒロ 3293 番地所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 作業場 1 棟(77.76 m²)
- (ホ) 鳥取県西伯郡南部町福成字カワラヒロ 3293 番地所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 作業場・物置(60.01 m²)
- (ヘ) 鳥取県西伯郡南部町福成字カワラヒロ 3292 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 倉庫 (25.65 m²)
- (ト) 鳥取県西伯郡南部町福成字カワラヒロ 3293 番地所在の鉄骨造鋼板葺平家建 体育館 1 棟 (464.20 m²)
- (チ) 鳥取県西伯郡大山町小竹字陣構 1297 番地 11 所在の木造鋼板葺平家建 倉庫 (18.28 m²)
- (リ) 鳥取県西伯郡大山町小竹字陣構 1297 番地 11 所在の木造鋼板葺平家建 倉庫 (30.41 m²)
- (ヌ) 鳥取県西伯郡大山町小竹字陣構 1297 番地 19 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2 階建 小竹の郷 1 棟 (619.2 m²)
- (ル) 鳥取県西伯郡大山町小竹字陣構 1297 番地 19 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 倉庫 (75.0 m²)
- (オ) 鳥取県西伯郡南部町天萬字会所 537 番地 1、538 番地 7 所在の木造瓦葺 2 階建 あいみの家 1 棟 (96.05 m²)
- (リ) 鳥取県西伯郡南部町天萬字会所 537 番地 1、538 番地 6、538 番地 7、538 番地 8 所在の木造瓦葺 2 階建 あいみの家Ⅱ 1 棟 (151 m²)
- (カ) 鳥取県西伯郡南部町福成字カワラヒロ 3293 番地所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 倉庫祥福園 (22.68 m²)
- (ヨ) 鳥取県西伯郡南部町福成字カワラヒロ 3293 番地所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 倉庫祥和会 (22.68 m²)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 43 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鳥取県知事（以下「知事」という。）の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

(1) 地域生活支援事業（日中一時支援）

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10章 解散

(解散)

第 44 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 1 1 章 定款の変更

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

第 1 2 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、社会福祉法人祥和会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 48 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	桑名 範夫	理事	持田 寛	理事	遠藤伊佐美
副理事長	秋本 和彦	理事	白石 正光	監事	福田 登
理事	奥田 英雄	理事	田中 隆美	監事	岡田 章達
理事	新原 廣文	理事	河西 力雄		

附 則

- 1 この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に役員であるものは、この定款の変更にかかわらず、その任期が終了するまでの間、役員であるものとする。
- 3 この定款の変更の施行の際現に評議員であるものは、この定款の変更にかかわらず、その任期が終了するまでの間、評議員であるものとする。

平成元年 4 月 14 日付鳥取県指令受社第 25 号により設立認可

平成元年 4 月 20 日設立登記

平成元年 10 月 30 日一部改正 第 3 条の改正(所在地の地番表示)第 12 条第 2 項改正
(基本財

産に建物追加)

平成 2 年 3 月 30 日一部改正 第 1 条に第 2 号追加

平成 5 年 6 月 28 日一部改正 第 12 条基本財産に土地追加

平成 6 年 6 月 20 日一部改正 第 12 条(イ)の改正(建物の名称)

平成 6 年 6 月 20 日一部改正 第 12 条基本財産建物に(ロ)追加

平成 6 年 7 月 5 日一部改正 第 1 条(1)第 1 種社会福祉事業に(ロ)追加

平成 6 年 7 月 5 日一部改正 第 11 条第 2 号の改正 ([わかとり作業所] の長を [わかとり作業所] [祥福園] の長)

平成 6 年 7 月 5 日一部改正 第 3 条の改正(所在地の地番表示)

平成 7 年 4 月 11 日一部改正 社会福祉法人定款準則に基づく改正

平成 8 年 1 月 9 日一部改正 第 13 条基本財産建物(イ)の改正

平成 8 年 6 月 7 日一部改正 評議員会を設けるための改正

平成 9 年 2 月 7 日一部改正 第 7 条、第 8 条の変更 (評議員会における選出)

平成 10 年 9 月 2 日一部改正 社会福祉法人定款準則に基づく改正

平成 10 年 9 月 22 日一部改正 第 4 条の変更。第 5 条(3)の変更

平成 12 年 7 月 3 日一部改正 第 1 条(1)の(イ)(ロ)、(2)の(イ)の名称変更

平成 12 年 7 月 3 日一部改正 第 18 条 2 の(2)及び 2 の(3)の(ロ)の面積の変更

平成 13 年 4 月 20 日一部改正 社会福祉法人定款準則に基づく改正

平成 14 年 4 月 23 日一部改正 第 1 条 (2) の (イ) にわかとり作業所、 (ロ) を追加

平成 15 年 5 月 30 日一部改正 第 18 条 2 の (3) 建物 (へ) の追加

平成 15 年 10 月 29 日一部改正 第 19 条. 名称の変更

平成 16 年 3 月 27 日一部改正 第 18 条 2 の (3) 建物 (ト) の追加

平成 16 年 10 月 1 日一部改正 第 1 条(2)の(ロ)にわかとり作業所,(ハ)知的障害者居宅介護事業

(サポートセンターひの)を追加

- 第4条, 第18条の住所変更(西伯郡南部町福成)
- 平成17年2月10日一部改正 第1条(1)の(ハ)セルプひの設置経営、
第1条(2)の(イ)と(ロ)にセルプひのを追加
第1条(2)の(ハ)に身体・精神障害者(児)を追加
と施設名称の変更
第5章第27条鳥取県居宅介護従業者養成研修等に係る事業
の実施
を追加
- 平成18年12月18日一部改正 第1条(2)自立支援法に伴い第2種社会福祉事業
の変更及び相談支援事業、移動支援事業の追加
- 平成19年3月30日一部改正 第14条2、第27条(2)の変更
- 平成20年3月29日一部改正 第18条(ロ)、第19条、第22条、第23条、第26条、
第30条、第31条、第32条の変更
- 平成20年12月8日一部改正 第1条(ニ)追加、第27条(1)削除し以下の項繰上げ
- 平成21年7月10日一部改正 第18条2、(2)土地に(ロ)、(ハ)、(3)建物に
(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)を追加
- 平成23年3月10日一部改正 第1条(1)第1種社会福祉事業のわかとり作業所の
削除と祥福園の変更、(2)第2種社会福祉事業(イ)
にわかとり作業所・小竹の郷の追加
- 平成23年4月15日一部改正 第18条(2)土地に(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)の追加、(3)
建物に(フ)、(ワ)、(カ)の追加
- 平成23年10月31日一部改正 第1条(1)第1種社会福祉事業の(ロ)セルプひのの
削除、(2)第2種社会福祉事業(イ)にセルプひのの追加
第18条2(3)建物の(フ)、(ワ)、(カ)の削除
- 平成24年1月12日一部改正 第1条(2)第2種社会福祉事業(イ)にほっとサロンの
追加
- 平成24年5月22日一部改正 第1条(2)第2種社会福祉事業(イ)にあいみの家の
追加と(ニ)の削除、第18条(2)土地の表記訂正、
(3)建物の表記の訂正と(オ)、(ウ)の追加
- 平成25年4月16日一部改正 第1条(2)第2種社会福祉事業(ロ)一般相談支援事
業、(ハ)特定相談支援事業、(ニ)障害児相談支援事業を追加
- 平成29年4月1日一部改正 この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただ
し、第1条第2号及び第35条第2項第3号の変更は、
平成29年3月10日(認可の日)から施行する。
社会福祉法の改正に基づく改正
第1条(2)第2種社会福祉事業(イ)のほっとサロンの
削除、第35条2(3)建物(チ)、(リ)、(オ)、(ウ)の表
記の訂正と(カ)、(コ)の追加